

宣言的効果説

助教授 濱本 正太郎
shotaro@kobe-u.ac.jp

以下は、山本草二『国際法』（有斐閣、新版、1994 年）175-176 頁からの引用である（一部略）。

宣言的効果説は、新しい国家や政府について、その成立の形態・方法の非合憲性・不正規性という政治的判断よりも、実効的支配（事実上の主権、政府としての完全な支配）の確立の有無・程度を基準にして、承認問題を捉えようとする事実主義に立つものであり、今日の国際社会の多元的構造を反映する承認問題について一層法的・客観的な分析方法を確立するものとして、妥当である。ただし、国家成立の事実がそのまま単純に法的な確認を伴うのではなく、そこには支配の実効性の有無という基準による法的な評価・認定が入らざるを得ない。

とくに各国の国内裁判所では、具体的な争訟に際して、新国家成立の時点の確定がしばしば争点となるのであり、その認定は主観的・個別的なものとなる。また、たとえ実力による支配の事実があっても、そのために用いられた手段（占領・征服など武力の行使と武力による威嚇）が国際法に違反する限りは、その地域に対する有効な領域権原の取得とは認められない（1932-45 年の満州国、1965-80 年の南ローデシアなど）。したがって宣言的効果説の一般的な妥当性が認められながら、その枠組みのなかでなお部分的に、創設的効果説に基づく法的な評価・認定の働く場合があることも否定できないのである。

問 この山本の議論を批判せよ。

注意 回答者個人の見解としてどのように考えているかを問うているのではない。山本の主張に賛成するかどうかに拘わらず、この主張を批判する議論を構築することが求められている。